

児童発達支援センター こぐま園

重要事項説明書

あなたに対する利用サービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者の名称	京都市
所在地	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
事業種別	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）
代表者名	京都市長 松井 孝治
電話番号	075-222-3111（代表）

2 事業の目的と運営方針

事業指定	指定児童発達支援事業所 （児童発達支援センター）	平成 24 年 4 月 1 日指定
事業の目的	発達に遅れや弱さを持つ子どもとその保護者を対象に、個々の状況や課題に応じた発達支援サービスを行うことを目的とする。	
施設の名称	こぐま園	
施設長氏名	園長 中塚 雅子	
施設所在地	京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 20	
電話番号 ファックス番号	075-950-0584 075-950-0589	
施設運営の方針	一人ひとりの子どもと保護者の人権を尊重し、子どもの状態や課題を保護者と確認し、個々の状況や発達課題、個性、能力等を大切にしながら支援を行う。	
主たる対象とする 障害の種類	発達の遅れやその疑い	
開設年月	昭和 57 年 1 月 16 日	
利用定員	50 人/日	

3 施設の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造 5 階建
	児童福祉センターの 占有面積	4,048.89 m ²
こぐま園敷地面積		479.53 m ²

(2) 設備

主な設備	事務室、園長室、相談支援室、プレイルーム 1～5、倉庫、相談室 1～5、給湯室、倉庫、更衣室（男女）幼児トイレ
その他の設備	講堂、園庭

(3) 職員体制及び勤務体制

職 種	員 数	区 分	勤務時間
園長	1	専任	8：30～17：15
統括主任（心理士）	1	専任	
主任（児童発達支援管理責任者）	2	専任	
保育士・児童指導員	12	専任	
心理士	4	専任	
言語聴覚士（児童発達支援管理責任者）	1	専任	
作業療法士	募集中	専任	
相談支援専門員	1	専任	
事 務	1	専任	
医 師	1	兼職	
栄養士	1	兼職	

(4) その他

利用者に関するサービス記録の保管	契約の終了後契約書に定める期間保管します。
利用者に関するサービス記録の閲覧期間	開園日の開園時間内。
利用者に関するサービス記録の複写物の交付	上記の期間に、随時対応します。

(5) 事業実施地域およびサービス提供時間

事業実施区域	京都市全域
受付およびサービス提供時間	月曜日から金曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く） 午前8時30分から午後5時15分まで

4 利用料

「幼児教育・保育の無償化」により、令和元年10月1日以降年少児から年長児の利用者負担は無償となりました。2歳児の利用者にお支払いいただく利用料（主なもの）は次のとおりです。

(1) 通所給付費対象サービス

① 標準的なサービス利用料金（1回あたりの概算）

1. サービス利用料金 （基本報酬＋児童指導員等加配加算＋福祉専門職員配置加算＋専門的支援加算＋栄養士配置加算）	療育時間 100分	11,002円
	療育時間 60分	10,779円
2. 自己負担額（利用料金の1割）	療育時間 100分	1,100円
	療育時間 60分	1,077円

* 欠席をされた場合、欠席時対応加算の対象になる場合があります。

京都市利用者負担額には世帯の収入等の区分により、月額負担上限が設けられています。

区 分	市利用者負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税所得割3万3千円未満世帯	300円
市民税所得割3万3千円以上28万円未満世帯	700円
市民税所得割28万円以上世帯	6,200円

② 家族支援加算 I

利用児の家族（きょうだいを含む）に対し個別で相談援助を行った場合や、家庭や園を訪問し支援方法等、相談援助を行った場合	106円（月4回まで）
--	-------------

③ 家族支援加算 II

療育時間に保護者グループを実施し、保護者に対して相談援助を行った場合	84円（月4回まで）
------------------------------------	------------

④ 関係機関連携加算 I

関係機関（所属園）と連携して得た情報を基に、個別支援計画を見直した場合	265円（月1回まで）
-------------------------------------	-------------

⑤ 関係機関連携加算 II

所属園の先生がこぐま園に来所し、療育見学・懇談を行った場合	212円（月1回まで）
-------------------------------	-------------

⑥ 関係機関連携加算 III

医療機関・子ども家庭センター（はぐくみ支援室）・児童相談所と情報共有の会議に参加し、情報共有・連絡調整を行った場合	159円（月1回まで）
---	-------------

⑦ 関係機関連携加算 IV

『療育のまとめ』を作成し、就学先の小学校へ引継ぎを行った場合	212円（就学前1回）
--------------------------------	-------------

⑧ 事業所間連携加算 I

（セルフプランで複数事業所を併用している場合） 中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携・家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施した場合	531円（月1回まで）
---	-------------

⑨ 事業所間連携加算 II

（セルフプランで複数事業所を併用している場合） 連携した事業所が情報連携に参画し、事業所内で情報共有し必要に応じ個別支援計画の見直しを行い、支援に反映した場合	159円（月1回まで）
--	-------------

⑩ 子育てサポート加算

保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合	84円（月4回まで）
--	------------

⑪ 欠席時対応加算

急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合（当日・前日・前々日に連絡があった場合のみ算定）	99円（月4回まで）
---	------------

(2) その他

- * 利用者の日常生活上必要となる日用品等については各自で用意・持参してください。
- * 通所給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用料を変更します。
- * 経済状況の著しい変化等があった場合には、サービス利用料を変更する場合があります。

(3) 利用者負担の上限管理

支給量決定時に利用者負担上限額を超える見込みがあるとして京都市が認定した場合は、利用者負担の上限管理を行います。（兄弟姉妹での利用や他の児童発達支援事業所との併用の場合）

(4)利用者負担金の支払方法

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、翌月の下旬までに請求いたします。

請求日から14日以内に、下記の方法でお支払いください。

<支払方法>

納入通知書を発行しますので、指定金融機関でお支払いください。

(指定金融機関は納入通知書に記載しています。手数料は不要です。)

5 苦情等申立先

当施設利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・苦情解決責任者 こぐま園 園長・受付担当者 こぐま園 主任・利用時間 8:30~17:15 (日曜・土曜, 祝日, 年末年始を除く)・電話番号 075-950-0584・ファックス 075-950-0589
第三者委員	<p>山根 邦夫 (社会福祉法人 京都社会福祉協会事務局長)</p> <ul style="list-style-type: none">・電話番号 075-746-4550 (京都社会福祉協会)・ファックス 075-746-4805 (京都社会福祉協会) <p>大泉 清貴 (公益社団法人京都市身体障害者団体連合会事務局長)</p> <ul style="list-style-type: none">・電話番号 075-801-1900 (京都市身体障害者団体連合会)・ファックス 075-406-0790 (京都市身体障害者団体連合会) <p>※直接第三者委員に申し出ることもできます。</p>
上記において苦情解決 ができない場合	<p>京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正委員会</p> <ul style="list-style-type: none">・所在地 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 京都府立総合社会福祉会館 (ハートピア京都) 内・電話番号 075-252-2152・ファックス 075-212-2450 <p>京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課</p> <ul style="list-style-type: none">・所在地 京都市中京区烏丸御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル2階・電話番号 075-746-7625・ファックス 075-251-1133

6 事故発生時の対応と損害賠償

(1)サービスの提供中に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族や関係機関等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

(2)サービスの提供中に、当事業者の責任と認められる事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償するものとします。

7 協力医療機関

医療機関の名称	京都市児童福祉センター診療所
管理者	上野 千穂
所在地	京都市中京区壬生東高田町1番地の20
電話番号	075-950-1697
診療部門	小児科・眼科・耳鼻咽喉科・整形外科・児童精神科

8 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「京都市児童福祉センター消防計画」により、対応いたします。
平常時の訓練	別途定める「京都市児童福祉センター消防計画」により、月1回以上、避難・防災訓練を、利用者の方も参加していただき実施します。
消防設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備 あり ・避難器具 あり ・火災報知機器 あり ・防火扉 あり ・消火栓 あり ・消火器具 あり ・誘導灯 あり ※カーテン等は防災のものを使用しております。
防火管理者	京都市児童福祉センター 総務課企画係長
防火責任者	児童発達支援センター こぐま園 園長

☆避難場所 建物北側の来所者用駐車場

9 当施設利用の際に留意いただく事項

喫煙	COCO・てらすの敷地内は全面禁煙です。 ご協力をお願いします。
貴重品の管理	貴重品につきましては、各自で管理してください。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
兄弟姉妹の同伴	やむを得ずきょうだいを同伴される場合は、保護者の方で責任をもってお世話ください。
駐車場	駐車場のスペースが限られていますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。やむを得ず自家用車を利用される場合、駐車場の確保等については各自でお願いします。COCO・てらすの駐車場を利用された場合は、療育終了後、速やかに出庫をお願いします。
写真撮影	プライバシーの侵害や療育の支障となることがありますので、療育場面（園外療育を含む）でのカメラやビデオ、携帯電話やスマートフォンでの撮影はご遠慮ください。
携帯電話の使用	療育中の携帯電話等のご使用は、通話・メールに関わらずご遠慮ください。
※ 職員へのお心遣いは固くご辞退申し上げます。	

10 第三者評価の実施

現在は実施しておりません

私は、本書面に基づいてこぐま園の

から本重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利 用 者 住 所 〒

氏 名

通所給付決定保護者 住 所 〒

氏 名

Ⓜ

こぐま園は、 様に対する児童発達支援サービスの提供にあたり、上記のとおり重要事項について説明いたしました。

年 月 日

住 所 〒604-8845

京都市中京区壬生東高田町1番地の20

名 称 児童発達支援センター こぐま園

園 長 中 塚 雅 子 Ⓜ